

自立の援助・融資

◆民生委員児童委員

民生委員児童委員は、地域において生活に困っている方、一人暮らしのお年寄り、体に障がいのある方、子どものことなど、身近な福祉の相談や支援をしています。行政と住民とのパイプ役として、適切なアドバイスをしています。

また、主任児童委員は、地域において児童の福祉に関する相談援助活動を行っています。

民生委員児童委員名簿

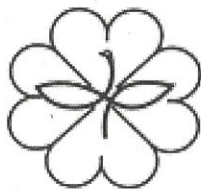
(令和7年4月1日現在)

担 当 地 区	氏 名
大辻	服部 美恵子
福島	稲葉 富美子
島井	伊藤 直彦
壺町田	砂田 悦子
東町 西町	西尾 さき江
中之切 西之切Ⅰ	松葉 洋子
西之切Ⅱ	鈴木 明美
地内 南屋敷	山崎 眞須美
城前田	小塚 歌子
明治町北	櫻井 稔子
明治町南	榎本 千代
花常北Ⅰ 花常西	浅野 訓江
花常東	伊藤 仁
花常北Ⅱ 福勢	前田 千鶴
中島 馬島西・東	吉田 制子
大字三本木地区Ⅰ	山田 恵子
大字三本木地区Ⅱ	福田 ちえ子
大字三本木地区Ⅲ	堀江 美音代
川崎 第2川崎	服部 崇子
第3川崎	野道 務

担 当 地 区	氏 名
西部 中部	磯部 美佐子
東部	加納 金子
第2・3東部 大宮崎 第2大宮崎 柳原	森 茂行
鎌須賀北	関根 達子
鎌須賀南	柳田 隆子
八ッ屋西・東	三輪 実千代
長牧A	石川 雅子
長牧B	川口 光子
東條南・北・東	山田 良子
北間島東	三輪 勤子
北間島西	山田 京子
堀之内北	安井 宏
堀之内南	濟田 美恵子
主任児童委員	佐治 ちひろ
	山平 すづ美

任期：令和4年12月1日～令和7年11月30日

- ※ 大字三本木地区 I：三本木地内・主要地方道名古屋津島線南側
 II：主要地方道名古屋津島線北側・花常三本木線東側
 III：主要地方道名古屋津島線北側・花常三本木線西側
- ※ 花常北地区 I：花常フケ線南側（字フケ・郷浦・円楽寺）
 II：花常フケ線北側（字出口）



民生委員・児童委員のマーク

◆ 生活保護・・・民生課、担当地域の民生委員・児童委員

生活保護制度は、病気、失業その他の事情で生活に困っている方に対して、その困っている程度に応じて必要な保護を行い、一日も早く自分の力で生活の立て直しができるよう援助する制度です。

生活保護は、国民の権利として保障されていますが、これを受けるためには自分の能力に応じて働いたり、持っている資産を生活のために活用するなど最善の努力が必要です。

保護の要否と程度・・・保護は国の定める基準によって、その世帯の最低生活費を計算し、これとその世帯の収入認定額とを比較して、収入認定額が最低生活費を下回る場合に受けられます。
最低生活費から収入認定額を引いた額が保護費となります。

保護の種類・・・生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、介護扶助

保護の決定機関・・・愛知県

◆ 成年後見制度・・・社会福祉協議会

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神的な障がいのある方等の財産管理や日常生活などを支えるための制度です。

おおはる成年後見支援センターでは、認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力を欠くまたは十分でない方が一人で契約や財産の管理をすることが難しくなっても、地域で安心して暮らせるように「成年後見制度」の相談や利用について支援を行っています。

相談窓口 おおはる成年後見支援センター

電話 433-1505

相談時間 月～金（土日祝日・年末年始を除く）8：30～17：15

◆日常生活自立支援事業・・・社会福祉協議会

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用の援助及び日常的な金銭管理を行うなどして、認知症高齢者等が自立した地域生活が送れるよう支援します。

利用料・・・専門員が対応する相談や支援計画の作成は無料です。

契約締結後の生活支援員による援助については、有料です。

ただし、①・②については、生活保護受給世帯は無料です。

- | | | |
|---------------|---|-----------|
| ① 福祉サービスの利用援助 | } | 1回 1,200円 |
| ② 日常的金銭管理サービス | | |

③ 書類等の預りサービス 年間 3,000円（月額250円）

相談窓口 大治町社会福祉協議会

電話 441-1820

相談時間 月～金（土日祝日・年末年始を除く）8:30～17:15

◆クローバー基金支援事業・・・社会福祉協議会、担当地域の民生委員・児童委員

○貸付資金の種類

（1）つなぎ資金

◇くらしを営むうえに必要と認められるお金

◇貸付額

1世帯10万円以内を限度

◇利率

無利子 延滞利子は3.0%

◇連帯保証人

1名以上（※生活保護費のつなぎ資金の場合は不要）

◇償還及び返還

貸付けの日から9か月以内に一括又は分割払い

生活保護支給決定者については初回支給日に一括償還

（2）小口資金

◇ライフラインの停止や財布の紛失等、不時の出費により緊急一時的に少額の資金が必要と認められるお金

◇貸付額

1名につき2,000円

1世帯当たり1万円を限度

◇連帯保証人不要

◇利率や償還及び返還についてはつなぎ資金と同様

(3) 行旅病者資金

◇行旅病者と判断される者に必要と認められるお金

◇貸付額

原則 1 回 300 円

◇連帯保証人不要

相談窓口 大治町社会福祉協議会

電話 443-9996

相談時間 月～金（土日祝日・年末年始を除く）8：30～17：15

◆ 生活福祉資金貸付制度 ・ ・ 社会福祉協議会、担当地域の民生委員・児童委員

低所得者・高齢者・障がい者世帯の方々に貸付けされます。

※貸付には審査があります。必ず借入できるものではありません。

【貸付資金一覧】

◎総合支援資金・・・生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費

◎福祉資金・・・福祉費、緊急小口資金

◎教育支援資金・・・教育支援費、就学支度費

◎不動産担保型生活資金・・・高齢者世帯向け、要保護世帯向け

○臨時特列つなぎ資金

※貸付条件等は、貸付の種類によって異なります。

大治町社会福祉協議会または担当地区民生委員まで問い合わせください。

貸付専用ダイヤル（大治町社会福祉協議会 貸付担当）

電 話 433-9996

相談時間 月～金（土日祝日・年末年始を除く）8：30～17：15